

令和9・10年度一関市営建設工事入札参加資格審査申請取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、一関市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成17年一関市告示第42号）第4に規定する、一関市営建設工事入札参加資格審査申請（以下「入札参加資格審査申請」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2 入札参加資格審査申請を行うために必要な資格は、岩手県南広域競争入札参加資格審査申請の手引き（以下「申請の手引き」という。）の参加資格要件の共通各号及び建設工事各号のいずれにも該当するものをいう。

(申請方法)

第3 入札参加資格審査申請をしようとする者は、申請の手引きに基づき、岩手県南広域競争入札参加資格申請受付システム（以下「受付システム」という。）を用いて必要な書類を添えて申請を行うものとする。

(申請の受付期間)

第4 第3に規定する申請の受付期間は、令和8年11月2日から同年11月30日までとする。

(申請書類の提出先)

第5 申請書類の提出先は、第3で示した受付システムによるデータでの提出とする。

(建設工事業者の営業所要件)

第6 一関市内の営業所要件は次のとおりとする。

ア 常時請負契約を締結する事務所として、入札、契約締結等に関する権限を委任されていること。

イ 事務所など営業を行う場所を有し、電話、机などの什器備品を備えていること。

ウ 独立した事務室を有すること。

エ 技術者（建設業法第7条に定める営業所専任技術者を含む。）が3人以上配置され、常駐していること。

オ 一関市へ法人等設立・設置届をしてから3年以上経過していること。

カ 一関市税の滞納がないこと。

(建設工事業者の等級別区分等)

第7 建設業者登録台帳登載者（以下「資格者」という。）のうち、等級別に区分（格付）する対象者は、一関市内に本社を有する者及び令和7・8年度に格付けした市内に営業所を有する者のうち、営業所要件を満たす者とする。なお、市内に営業所を有する者については入札参加を希望する1業種のみを対象とし、入札参加資格審査申請の登録状況により必要に応じて等級別に区分を行うこととする。

2 水道施設（管布設）工事については、一関市給水装置工事指定工事事業者の登録業者である者を、標識設置工事については、資格者のうち岩手県内に本社を有し、岩手県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されている者を格付対象とする。

3 資格者名簿整備後に営業所要件は市内営業所実地調査を、工種別に必要な資格技術者要件は資格技術者調査をそれぞれ行い、対象者について等級別区分を行うこととする。

4 前項の等級別区分及び営業所要件は次のとおりとする。

(1) 建設工事業者の等級別区分及び資格技術者要件

資格者を工事の種類ごとに区分する等級及び資格技術者要件は、別表1のとおりとする。

(2) 建設工事業者の本社又は営業所の所在地区分

本社又は営業所の所在地区分は、次のとおりとする。

ア I種 一関市内に本社を有する者

イ II種-1 平泉町内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

ウ II種-2 III種及びIV種のうち、次の要件を満たす者（「準市内本社」という。）

(ア) 一関市民又は平泉町民の常勤雇用者を4人以上有すること。

(イ) 一関市内に営業所を設置後、10年以上経過していること。

エ III種 岩手県内に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

オ IV種 岩手県外に本社を有し、一関市内に営業所を有する者

（資格者の有効期間）

第8 資格者の有効期間は、令和9年7月1日から令和11年6月30日までとする。

（登録の変更）

第9 資格者は、申請した事項に変更が生じたときは、その事由を証する書面等を添付して変更届を提出しなければならない。

2 前項の変更届は受付システムによる入力を行い、提出するものとする。

3 前項の変更届のうち、受付システムによる入力を行えない者は、別途指定する届出様

式により総務部総務課契約係へ提出するものとする。

(資格の喪失)

第10 資格者が第2の資格を失った場合は、入札参加資格を失うものとする。資格を失った後で、改めて市営建設工事の入札に参加を希望する場合は、資格を有した後に再度申請書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年9月28日から施行する。

別表1 (第7第4項(1)関係)

工事の種類	格付	資格の名称	技術者数
土木一式	A級	土木施工管理技士等	12 (5)
	B級	〃	6 (3)
	C級	〃	3 (1)
建築一式	A級	建築施工管理技士等	8 (4)
	B級	〃	5 (1)
	C級	〃	3
電 気	A級	電気工事施工管理技士等	6 (3)
	B級	〃	3 (1)
管	A級	管工事施工管理技士等	5 (2)
	B級	〃	3 (1)
舗 装	A級	土木施工管理技士等	8 (4)
		舗装施工管理技術者 (1級)	1
	B級	土木施工管理技士等	3 (1)
		舗装施工管理技術者 (2級以上)	1
水道施設 (管布設)	A級	土木施工管理技士等	3 (1)
		耐震継手配水管技能者	2
		給水装置工事配管技能者	2
	B級	土木施工管理技士等	2
		耐震継手配水管技能者	1
		給水装置工事配管技能者	1

(備考)

- 技術者数の欄に記載している数字は、工事の種類ごとに必要とされる資格技術者の合計人数です。括弧内の数字は、資格技術者のうち1級又は1級相当の人数です。
- 各等級別区分に対する資格については、次のとおりです。
 - 1級相当 1級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者
 - 2級相当 2級建設機械施工技士（水道施設（管布設）は除く。）、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、第1種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格 等
- 舗装において、舗装施工管理技術者は土木施工管理技士等との重複可
- 水道施設（管布設）において、土木施工管理技士等、耐震継手配水管技能者及び給水装置工事配管技能者は、それぞれ重複可
- 別表1の工事の種類ごとに区分する等級及び資格技術者要件は、施行日現在のものであるため、変更する場合があります。